

雲仙市建設工事執行規則

平成19年3月30日

規則第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ合理的な執行を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、請負又は委託の方法によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、直営とすることができる。

- (1) 工事の性質上請負又は委託の方法によることが不相当と認めるとき。
- (2) 急施を要し請負契約又は委託契約を締結する暇がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に直営とする必要があると認めるとき。

2 市長は、国、地方公共団体又はその他適当と認める者に工事を委託することができる。

3 市長は、国、地方公共団体又はその他適当と認める者から工事の委託を受けることができる。

第2章 入札及び契約

(受注者の資格)

第3条 工事を請け負う者（以下「受注者」という。）は、建設業法第2条第3項の建設業者で同法第27条の23の経営事項審査を受けたものでなければならない。ただし、同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な工事を施工する場合において、市長が特に建設業者で同法第27条の23の経営事項審査を受けた者以外の者に請負わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(予定価格調書及び予定価格調書用封筒)

第4条 市長が予定価格を定めたときは、予定価格調書（様式第1号）及び予定価格調書用封筒（様式第2号）を使用して確実に保管しなければならない。

(指名競争入札に参加する者の指名)

第5条 指名競争入札に参加する者の指名は、入札参加資格を有する者の中から雲仙市建設工事の指名基準（平成17年雲仙市告示第4号）、雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱（平成17年雲仙市告示第72号）等を勘案して行わなければならない。

(指名競争入札参加者への通知)

第6条 指名競争入札参加者への通知は、入札執行通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前条の規定により指名競争入札参加者が雲仙市建設工事の指名基準に抵触した場合その他の諸般の事由があるときは、その者の指名を取り消すことができる。この場合において、その者に対する通知は入札執行取消通知書（様式第3号の2）により行うものとする。

3 随意契約において、見積書を徴取する場合の参加者への通知は、見積執行通知書（様

式第3号の3又は様式第3号の4)により行うものとする。

(入札及び見積りの辞退)

第7条 指名競争入札に参加する者の指名を受けた者(以下この条において「指名を受けた者」という。)は、当該入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届(様式第4号)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札執行の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けないものではない。

4 前3項の規定は、随意契約に伴う見積書の徴取について準用する。

(入札及び入札書等の書式)

第8条 入札は、指定の日時及び場所に本人又はその代理人(以下この条において「入札者」という。)が出頭してしなければならない。

2 入札又は見積りは、入札(見積)書(様式第5号)及び入札(見積)用封筒(様式第6号)を使用してしなければならない。

3 入札者は、その提出した入札(見積)書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の延期等)

第9条 市長は、入札前において、天災その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

(落札者の決定及び通知)

第10条 市長は、落札となるべき価格の入札をした者がいるときは、直ちに落札者を決定してその旨及び落札価格を落札者に通知するとともに他の入札者に対し、落札価格及び落札者を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、別に定める入札参加資格の有無を入札執行後に審査する一般競争入札の場合には、落札者の決定を一時保留し、当該審査を行った後、市長が別に定めるところにより落札者の決定を行うものとする。

3 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず落札者の決定を一時保留するものとする。この場合において、当該入札者から見積内訳書等の資料の提出を求めることができる。

(契約の不締結)

第10条の2 市長は、落札者が契約締結の日の前日までに、次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

(1) 雲仙市建設工事の指名基準に抵触した場合

(2) 入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合

(3) 落札決定の根拠となった事項について、同等以上と認められなくなった場合
(入札保証金の還付)

第11条 入札保証金は、入札終了後に還付する。ただし、落札者に係るものについては、契約保証金の一部に充当することができる。

(随意契約締結の通知)

第12条 市長は、随意契約を締結することを決定したときは、速やかにその旨を当該見積りをした者に通知するものとする。

(工事請負契約書)

第13条 工事の請負契約は、雲仙市建設工事請負契約書（平成19年雲仙市告示第43号。以下「契約書」という。）によらなければならない。この場合において、契約書に記載する工期開始日については、契約締結日より起算して7日以内の日としなければならない。

2 市長は、前項の契約書の条項につき、特に重要な事項を削除し、変更し、又はさらに新たな条項を追加する必要があると認めて契約書の内容を変更するときは、その内容をあらかじめ入札参加者に通知するものとする。

3 市長は、前項に定めるもののほか、当該工事の内容に適合するよう第1項の契約書の条項を削除し、変更し、又はさらに新たな条項を追加することができる。この場合において、市長は、受注者と協議してその内容を定めるものとする。

(契約の解除)

第14条 市長は、必要があるときは、契約を解除することができる。この場合において、市長は、契約解除通知書（様式第7号）により受注者に通知するものとする。

2 市長は、契約を解除したときは、工事の出来形部分で検査に合格した部分（部分払いの対象となった工事材料及び製造工場等にある工場製品を含む。）の引渡しを受け、当該引渡しを受けた部分に相応する請負代金を支払うものとする。

3 市長は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第46条及び第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において、支払済の前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により契約を解除した場合については、この限りでない。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めによらない理由により契約を解除した場合については、この限りでない。

5 市長は、受注者の責めによらない理由により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において当該賠償額は、受注者と協議して定める。

(契約解除に伴う措置)

第15条 市長又は受注者は、工事の完成前に契約が解除された場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 工事用地等にその所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件を含む。）があるときは、これを撤去するとともに、工事用地等を修復し、又は取り片付けて市長に明け渡さなければならない。

(2) 前号の場合において受注者が正当な理由がなく一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を修復若しくは取り片付けを行わないときは、市長は、受注者に代わって当該物件を処分し、その他工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、市長が行った当該処分等に対し、異議を申し出ることができないものとし、これに要した費用を負担しなければならない。

2 前項第2号に規定する措置に要する一定の期間、方法等については、契約の解除が市長の約定解除権の行使であるときは市長が定め、その他の契約解除による場合は受注者と協議して定めるものとする。

3 工事の完成後に契約が解除された場合の解除に伴い生じる事項の処理については、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づき、市長と受注者が協議して定めるものとする。

（契約保証金の還付等）

第16条 契約保証金は、工事目的物の引渡し後に還付するものとする。

2 受注者の責めに帰する理由により、契約を解除した場合においては、前項の規定にかかわらず、第14条第4項に規定する違約金に充当するものとする。

（契約の変更）

第17条 市長は、工事内容の変更により契約を変更しようとするときは、契約変更申込書（様式第8号、様式第8号の2、様式第8号の3、様式第8号の4、様式第8号の5、様式第8号の6、様式第8号の7及び様式第8号の8）により受注者に申し込まなければならない。

2 受注者は、前項の申込みがあった場合において異議がないときは、速やかに契約変更請書（様式第9号、様式第9号の2、様式第9号の3及び様式第9号の4）を市長に送付しなければならない。

3 受注者は、請負代金額の変更等について協議が整ったとき又は見積りの結果について通知を受けたときは、速やかに契約変更請書を市長に送付しなければならない。

（工事の中止）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、市長は、工事中止通知書（様式第10号）により受注者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、工事の施工を一時中止した場合において必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し、又は工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合において、工期若しくは請負代金額の変更又は負担額は、受注者と協議して定める。

3 市長は、工事の施工の一時中止を解除しようとするときは、工事中止解除通知書（様

式第11号)により受注者に通知するものとする。

(著しく短い工期の禁止)

第18条の2 市長は、工期を定めるときは工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して、著しく短い工期としないようにしなければならない。

(工期の延長及び短縮)

第19条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、遅延なく、工期延長届(様式第12号)により市長に請求しなければならない。この場合において、市長は、受注者と協議して延長日数を定めるものとする。

2 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは工期の短縮変更を、工期を延長すべき場合において特別の理由があるときは、工期の変更を受注者に請求することができる。この場合において、請負代金額を変更する必要があると認められるとき又は受注者に損害を及ぼした場合で費用の負担が必要と認められるときは、受注者と協議して定めるものとする。

3 前2項の規定により工期を変更し、又は前項後段の規定により請負代金額を変更する場合の手續については、第17条の規定を準用する。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第20条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第21条 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において下請負人を決定したときは、直ちに、市長に対して当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を下請企業使用報告書(様式第13号)により通知しなければならない。

2 市長は、工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(履行遅滞の場合の賠償請求等)

第22条 市長は、受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成できない場合においては、損害の賠償を受注者に請求することができる。

2 前項の損害の賠償の額は、請負代金額(第47条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額)につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額とする。

3 受注者は、市の責めに帰すべき理由により、第44条第2項及び第47条第1項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。

4 市長は、受注者が第45条第4項の期間内に前払金の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求

することができる。

第3章 工事の管理

(現場代理人及び主任技術者等)

第23条 受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者を定め、契約締結時に現場代理人等決定（変更）通知書（様式第14号）により、市長に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 現場代理人は、工事現場に常駐し、契約の履行に関し、工事の監督を行う職員（以下「監督職員」という。）の指示に従い、工事現場の運営、取締りを行うほか、その権限に基づき当該工事に関する一切の事項を処理するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると市長が認める場合は、当該現場代理人は、工事現場に常駐しないこととすることができる。

4 受注者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置かなければならない。

5 市長から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事が建設業法第26条第2項に規定する場合に該当するときは、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「主任技術者」とあるのは、「監理技術者」と読み替えるものとする。

6 請け負った建設工事が建設業法第26条第3項に規定する建設工事に該当する場合は、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、当該建設工事の工事現場に専任の者としなければならない。ただし、監理技術者補佐を置く場合は、この限りでない。

7 現場代理人と主任技術者等と専門技術者とは、相互に兼ねることができる。

(監督職員)

第24条 市長は、監督職員を定めたときは、遅滞なく監督職員決定（変更）通知書（様式第15号）により受注者に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

2 監督職員は、設計図書（当該工事の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）で定めるところにより、この規則の他の条項に定めるもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。

(1) 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、協議、通知、承諾及び受理

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(4) 関連する2以上の工事における工程等の調整

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め、監督職員にその権限の一部の行使を命じたもの

3 監督職員が前項の権限を行使するときは、原則として工事打合せ簿（様式第16号）によってしなければならない。

(安全確保の指示)

第25条 監督職員は、工事施工中、受注者として公衆の安全を図るための必要な措置を講ずるようにさせなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第26条 市長又は監督職員は、現場代理人、主任技術者等、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 市長又は受注者は、前2項の規定により相手方から必要な措置の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面をもって相手方に通知しなければならない。

(工程表の提出)

第27条 受注者は、契約を締結したときは、設計図書に定める計画工程表を作成し、工事着手日の7日前までに、市長に提出しなければならない。ただし、施工計画書を提出する工事については、計画工程表の提出を省略することができる。

(工事の施工)

第28条 受注者及び現場代理人（以下「受注者等」という。）は、契約書に定めるもののほか、設計図書に基づき誠実に工事を施工しなければならない。

2 工事の施工に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者が定めることができるものとする。

3 受注者等は、第三者が施工する他の工事と施工上密接に関連する工事において、市長が工事の施工につき、調整を行ったときは、これに従わなければならない。

4 受注者等は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。

5 受注者等は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに文書をもってその旨を監督職員に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 設計図書と工事現場の状況が一致しないこと。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと（図書と仕様書が交互符合しない場合及び設計図書に誤謬又は脱漏がある場合を含む。）

(4) 工事現場の地質、漏水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたとき。

6 監督職員は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者等の立会いの上直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者等に調査終了後14日以内に通知するものとする。

7 市長は、第5項の事実が受注者等との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行うものとする。この場合において、第18条第2項の規定を準用する。

（臨機の措置）

第29条 受注者等は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者等は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者等は、そのとった措置の内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者等に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 受注者等が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者等が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、市長が負担するものとし、その負担額は受注者と協議して定める。

（工事材料の品質及び検査等）

第30条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものを使用するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定した工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3 監督職員は、受注者等から前項の検査を求められたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

5 受注者等は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

6 受注者等は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第31条 市長は、受注者に対して工事材料を支給し、又は建設機械器具を貸与することができる。

2 前項の規定により支給する工事材料又は貸与する建設機械器具の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所、引渡時期及び支給又は貸与の条件等については、契約書及び設計図書で定めるところによるものとする。

3 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者等の立会いの上、市

長の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書に定めるものと異なり、又は使用に相当でないと認めたときは、受注者等は、その旨を直ちに監督職員に通知しなければならない。

- 4 受注者等は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、監督職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 5 受注者等は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し契約の内容に適合しないもの（第3項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に相当でないと認めたときは、その旨を直ちに監督職員に通知しなければならない。
- 6 監督職員は、受注者等から第3項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した文書により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者等に請求しなければならない。
- 7 監督職員は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 8 市長は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者等に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 9 受注者等は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 10 受注者等は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用になった支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。
- 11 受注者等は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、監督職員の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 12 受注者等は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第32条 受注者等は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者等は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者等は、前2項の規定による監督職員の立会い又は見本検査を受けるほか、市長が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものとして指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から

7日以内に提出しなければならない。

4 監督職員は、受注者等から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。監督職員が正当な理由がなく受注者等の求めに7日以内に応じないため、その後の工程に支障を及ぼすおそれがあるときは、受注者等は、書面をもって監督職員に通知し、当該立会い又は見本検査を受けないで、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において受注者等は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

5 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第33条 受注者等は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示による場合その他市の責めに帰すべき理由によるときは、第18条第2項の規定を準用する。

2 市長又は監督職員は、受注者等が第30条第2項若しくは前条第1項から第3項までの規定に違反し、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、必要に応じて工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(部分使用)

第34条 市長は、第42条第2項の規定による引渡し前においても工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する使用により、受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における必要な費用の額は、受注者と協議して定める。

第4章 検査及び引渡し

(検査命令)

第35条 工事の検査を行う職員(以下「検査職員」という。)は、雲仙市契約規則(平成17年雲仙市規則第49号)第34条第1項の規定により、市長が命じた職員とする。

(検査の技術的基準等)

第36条 検査職員が工事の検査を行う場合の出来形及び品質の基準、検査実施の方法若しくは評定基準又は評定要領については、別に定める。

(完成検査)

第37条 受注者は、工事が完成したときは、工事完成通知書(様式第18号)に工事写真等の工事記録を添えて市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の工事完成通知書を受理した場合において、職員以外の者に検査を行わ

せる必要があると認めるときは、直ちに検査依頼書（様式第19号）に関係書類を添えて依頼するものとする。

3 検査職員は、完成検査を完了したときは、検査調書を市長に提出しなければならない。
（破壊検査等）

第38条 検査職員は、前条の検査に当たり、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して検査のため必要な設備若しくは器材の準備を求め、又は工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

2 検査職員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、見本又は工事写真等の工事記録の提示を求めることができる。

3 受注者は、第1項の規定により設備をし、又は工事目的物の一部を破壊したときは、検査職員の指定する期間内に修復しなければならない。

（工事の修補）

第39条 検査職員が行う工事の修補の指示等については、市長が別に定める。

（費用の負担）

第40条 検査に直接要する費用又は修補、改築等の手直し工事若しくは破壊検査による復旧に要する費用は、受注者が負担するものとする。

（既済部分検査）

第41条 受注者は、契約に基づき部分払の請求をしようとするときは、既済部分検査申込書（様式第21号）に既済部分の確認に必要な工事写真等の工事記録を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、受理した日から14日以内に検査職員に既済部分の検査を行わせ、その結果を既済部分検査結果通知書（様式第21号の2）により、受注者に通知するものとする。

3 前項の検査職員は、遅滞なく検査調書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、契約を解除し、又は工事を打ち切った場合は、遅滞なく検査職員により既済部分検査を行うものとする。

5 前項の検査職員は、遅滞なく検査調書及び既成部分内訳書を市長に提出しなければならない。

6 前3条の規定は、既成部分検査に準用する。

（引渡し）

第42条 市長は、完成検査の結果工事の完成を確認したときは、7日以内に受注者に工事完成確認書（様式第22号）により、通知するものとする。

2 工事目的物の引渡しは、前項の通知の日をもって完了したものとする。

（部分引渡し）

第43条 工事目的物について、市長が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、第37条から第40条まで及び前条の規定を準用する。

第5章 請負代金の支払

（完成払）

第44条 受注者は、第42条第1項に規定する通知を受けた場合において、請負代金の

支払を請求しようとするときは、完成払請求書（様式第23号。消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に規定する適格請求書発行事業者が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける公営企業会計からの支払を請求しようとするときは、様式第23号の2）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に支払しなければならない。

（前金払）

第45条 受注者は、前払金の支払を請求しようとするときは、前金払請求書（様式第24号）に、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約に係る保証証書（以下「保証証書」という。）を添えて市長に請求しなければならない。

2 工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合には、受注者は、その増額後の請負代金額の10分の4以内の額から受領済みの前払金額を差引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の前払金請求書に変更後の保証証書を添えて市長に請求しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に前払金を支払しなければならない。

4 工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合には、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者はその減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 受注者は、前項の規定により請負代金額を減額した場合には、直ちに変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

6 第4項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長と受注者は協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が当該超過額を定め、受注者に通知する。

7 市長は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

8 受注者は、第2項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

9 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市長に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。

（中間前金払）

第45条の2 受注者は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項に規定する前金払（以下「中間前金払」という。）の請求をしようとするときは、あらかじめ市長に認定請求書（様式第24号の2）により同項各号に掲げる要件の

認定を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、受理した日から7日以内に、監督職員に当該請求にかかる認定を行わせ、その結果を認定（調書）通知書（様式第24号の3）により受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、中間前金払請求書（様式第24号の4）に、保証事業会社との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約の保証証書を添えて中間前払金を市長に請求しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に中間前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の2から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合において、前各項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況から見て著しく不相当であると認められるときは、市長及び受注者は、協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わないときには、市長が当該超過額を定め、受注者に通知する。
- 8 市長は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 9 中間前払金の支払を受けている受注者については、前条第4項、第6項及び第7項の規定は適用しない。
- 10 前条第5項、第8項及び第9項の規定は、中間前払金について準用する。この場合において、同条第8項中「第2項」とあるのは「第47条第5項」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と、同条第9項中「前払金額」とあるのは「中間前払金額」と読み替えるものとする。

（部分払）

第46条 受注者は、第41条第2項の規定により通知を受けたときは、部分払請求書（様式第25号）により市長に請求しなければならない。ただし、請求できる金額は、請負代金相当額の10分の9以内の額とする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 3 第1項の請負代金相当額は、市長と受注者で協議して定める。ただし、市長が第41条第2項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

（部分引渡しによる支払）

第47条 市長は、指定部分について第43条の規定において準用する第42条第1項の通知を受けた受注者から当該部分に相当する指定部分請負代金の請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に指定部分に相応する請負代金を支払わなければならない。

2 指定部分に相応する請負代金の額は、市長と受注者で協議して定める。ただし、市長が第43条の規定において準用する第42条第1項の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が当該額を定め、受注者に通知する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第48条 市長は、債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する出来高予定額を契約書において定めるものとする。

2 市長は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前払金の特則)

第49条 債務負担行為に係る契約の前払金については、第45条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第46条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において、「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、当該契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することができない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第45条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度の翌会計年度以降の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第45条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第45条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、第45条第9項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第50条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初

に、当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。

- 2 市長は、部分払を請求できる回数を各会計年度毎に契約書において定めるものとする。
(第三者による代理受領)

第51条 受注者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第44条、第46条又は前条の規定に基づく支払をしなければならない。

第6章 危険負担及び担保責任

(一般的損害)

第52条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条又は第54条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第53条 受注者は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市が負担するものとする。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者の負担とする。

(不可抗力による損害)

第54条 受注者は、工事目的物の引渡し前に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で、市長又は受注者の双方の責めに帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、その事実の発生後直ちにその状況を書面をもって市長に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市に請求することができる。

- 4 市長は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第30条第2項、第32条第1項若しくは第2項又は第41条第2項の規定による検査又は立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、受注者と協議して定める。

- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額がその額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により、損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差引いた額」と読み替えて同項の規定を適用する。

(契約不適合責任)

第55条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて目的物の補修若しくは代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の規定による履行の追完及び損害賠償の請求は、第42条第2項（第43条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（設備機器本体等については、1年）以内にこれを行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、民法の定めるところにより請求することができる。
- 3 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに書面をもってその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による請求は、引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、これを行うことがで

きない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第7章 雑則

(火災保険等)

第56条 受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書で定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく市長に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第57条 工事請負契約の各条項において、市長と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、市長が定めたものに受注者が不服があるときその他当該契約に関して市長と受注者間に紛争を生じたときは、市長及び受注者は、建設業法による長崎県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第26条第3項の規定により市長若しくは受注者が決定を行った後、又は市長若しくは受注者が決定を行わずに同項の期間が経過した後でなければ、市長若しくは受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 市長及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(軽微な工事における手続等の特例)

第59条 市長は、第6条、第13条第1項、第17条第1項若しくは第2項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第23条第1項、第24条第1項若しくは第3項、第27条、第35条、第37条第3項、第39条又は第42条の規定にかかわらず、軽微な工事については、これらの規定による手続等を省略することができるものとする。

(電子入札における手続の特例)

第60条 建設工事において、その受注者を電子入札（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システムで行う入札をいう。）により決定する場合は、第6条、第7条第2項及び第8条第2項の規定は、適用しない。この場合において、これらの規定により行うべき手続は、市長が別に定める。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。